

【公報種別】実用新案法第14条の2の規定による訂正明細書等の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成30年9月20日(2018.9.20)

【登録番号】実用新案登録第3213038号(U3213038)

【訂正の登録日】平成30年3月1日(2018.3.1)

【登録公報発行日】平成29年10月19日(2017.10.19)

【出願番号】実願2017-600024(U2017-600024)

【国際特許分類】

H 04 R 1/02 (2006.01)

H 04 M 1/02 (2006.01)

【F I】

H 04 R 1/02 1 0 1 F

H 04 M 1/02 C

H 04 R 1/02 1 0 1 E

H 04 R 1/02 1 0 4 Z

【訂正書】

【提出日】平成30年2月21日(2018.2.21)

【訂正の目的】実用新案登録請求の範囲の減縮等

【訂正の内容】

【実用新案登録請求の範囲】

【請求項1】

電子デバイスのためのエンクロージャであって、

前記エンクロージャの後部に沿って延在するリブ構造体を画定する複数のリブを更に備え、前記複数のリブは、

前記エンクロージャの側壁と係合した第1の部分であって、前記第1の部分は音声デバイスを受容する、第1の部分と、

前記第1の部分と異なる第2の部分であって、前記第2の部分はキャップ部材を受容する、第2の部分と、を備え、前記複数のリブは第1のリブを含み、前記第1のリブは前記第1の部分及び前記第2の部分によって共有されている、エンクロージャ。

【請求項2】

前記第1のリブ内のアンダーパスであって、前記アンダーパスは前記第1の部分を前記第2の部分へ開く、アンダーパスを更に備える、請求項1に記載のエンクロージャ。

【請求項3】

前記エンクロージャの外周部分の周りに延在する側壁を更に備え、前記側壁は開口部を備える、請求項2に記載のエンクロージャ。

【請求項4】

前記音声デバイスを前記第1の部分内に固定するための手段と、前記キャップ部材を前記第2の部分内に固定するための手段と、を更に備える、請求項1に記載のエンクロージャ。

【請求項5】

前記キャップ部材を前記第2の部分内に固定するための前記手段が、前記第2の部分内に位置付けられたフランジを備え、前記フランジは、前記キャップ部材、及び前記キャップ部材を前記第2の部分に接着固定するための接着剤を受容する、請求項4に記載のエンクロージャ。

【請求項6】

前記キャップ部材が複合材料を含み、前記キャップ部材が、前記後部に接着固定された複数の突起を更に備える、請求項5に記載のエンクロージャ。

【請求項7】

前記複数リブ、前記音声デバイス、及び前記キャップ部材が組合わさって音響シールを形成する、請求項6に記載のエンクロージャ。

【請求項8】

前記音声デバイスが、前記リブ構造体と接触し、前記第1の部分の上部を音響的にシリングするカバー部分を含む、請求項1に記載のエンクロージャ。

【請求項9】

前記複数のリブが前記エンクロージャの前記後部の上方の実質的に一様な高さに延在する、請求項1に記載のエンクロージャ。

【請求項10】

電子デバイスのためのエンクロージャであって、

前記エンクロージャの外周部分の周りに一体的に形成された複数の側壁であって、前記複数の側壁は、第1のアーチチャ及び第2のアーチチャを有する第1の壁を備える、複数の側壁と、

前記エンクロージャの後部上に一体的に形成され、第1の部分及び第2の部分を画定する第1の複数のリブであって、前記第1の部分は、前記第1の部分内に位置付けられた第1のフランジ部材上に音声デバイスを受容するように適合され、前記第2の部分は、前記第2の部分内に位置付けられた第2のフランジ部材上に第2の構成要素を受容するように適合されている、第1の複数のリブと、

前記第1の複数のリブと異なる第2の複数のリブであって、前記第2の複数のリブは前記エンクロージャの前記後部上に一体的に形成され、第3の部分及び第4の部分を画定し、前記第3の部分は、前記第3の部分内に位置付けられた第3のフランジ部材上に第3の構成要素を受容するように適合され、前記第4の部分は、前記第4の部分内に位置付けられた第4のフランジ部材上に第4の構成要素を受容するように適合されている、第2の複数のリブと、を備え、

前記第1の複数のリブ及び前記第2の複数のリブは両方とも前記第1の壁と係合し、前記第1のアーチチャは前記第1の部分内へ開き、前記第2のアーチチャは前記第3の部分内へ開く、エンクロージャ。

【請求項11】

後部を更に備え、前記第2の構成要素、及び前記第2の構成要素の突起が前記後部に接着固定されている、請求項10に記載のエンクロージャ。

【請求項12】

前記第1の複数のリブ内の第1のアンダーパスであって、前記第1のアンダーパスは前記第1の部分及び前記第2の部分へ開く、第1のアンダーパスを更に備える、請求項10に記載のエンクロージャ。

【請求項13】

前記音声デバイスが、前記第1のアーチチャ及び前記第1のアンダーパスを通して音声を放射する、請求項12に記載のエンクロージャ。

【請求項14】

前記音声デバイス及び前記第2の構成要素がそれぞれ、前記第1の部分及び前記第2の部分の実質的に上部区域全体を音響的にシリングする、請求項10に記載のエンクロージャ。

【請求項15】

電子デバイスであって、

音声励振器のための支持体を画定するリブ構造体のセットと、

リブ構造体のセットに接着固定され、前記音声励振器のための背室容積を画定するキャップ部材と、

リブ構造体の前記セットと前記キャップ部材との間に配置された補剛機構と、を備える電子デバイス。

【請求項16】

前記電子デバイスが、アーチチャを有する側壁を更に備え、

リブ構造体の前記セットが、前記音声励振器が前記アーチャから可聴音を放射するよう、前記側壁と整列している、請求項 1 5 に記載の電子デバイス。

【請求項 1 7】

前記音声励振器及び前記キップ部材を受容するための複数のフランジ部材を更に備える、請求項 1 5 に記載の電子デバイス。

【請求項 1 8】

前記補剛機構が音響発砲材を含む、請求項 1 5 に記載の電子デバイス。

【請求項 1 9】

リブ構造体の前記セット、及び前記補剛機構が单一の単体の構造体によって画定される、請求項 1 5 に記載の電子デバイス。

【請求項 2 0】

前記電子デバイスが、前記電子デバイスの背面を画定するエンクロージャ構成要素を更に備え、

リブ構造体の前記セット、前記補剛機構、及び前記エンクロージャ構成要素が单一のモノリシックな構成要素である、請求項 1 5 に記載の電子デバイス。